Ｇ２０大阪サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例

（目的）

第一条　この条例は、Ｇ２０大阪サミット（金融・世界経済に関する首脳会合をいう。）の開催時における対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止することにより、要人の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止するとともに、会議の円滑な実施及び地域住民の安全の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、「対象地域」とは、大阪市住之江区南港北一丁目から南港北三丁目まで、南港中一丁目から南港中八丁目まで及び南港東五丁目から南港東九丁目までの区域に所在する咲洲の周囲おおむね三百メートルの地域として知事が公示して指定するもの並びに泉佐野市泉州空港北、泉南市泉州空港南及び泉南郡田尻町泉州空港中に所在する関西国際空港（以下「関西空港」という。）の周囲千メートルの地域（海域を含む。）をいう。

２　この条例において「対象施設」とは、次条第一項の規定により指定された施設をいう。

３　この条例において「対象施設周辺地域」とは、次条第二項の規定により指定された地域（海域を含む。）をいう。

４　この条例において「小型無人機」とは、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第二条第三項に規定する小型無人機をいう。

５　この条例において「要人」とは、内閣総理大臣、外務大臣その他これらに準ずる地位にある者及びそれらの配偶者並びに別表で定める外国要人をいう。

６　この条例において「敷地」とは、一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。

（対象施設等の指定等）

第三条　知事は、第一条の目的に照らしその施設の上空における小型無人機の飛行による要人の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象施設として指定することができる。この場合において、知事は、当該対象施設の敷地又はその区域を併せて指定するものとする。

２　知事は、前項の規定により対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を当該対象施設に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

３　知事は、第一項の規定により対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域を指定し、並びに前項の規定により当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定するときは、期間を定めて指定するものとする。

４　知事は、第一項の規定により対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域を指定し、並びに第二項の規定により当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときには、あらかじめ、警察本部長（当該対象施設に係る対象施設周辺地域が海域を含むものである場合には、警察本部長及び第五管区海上保安本部長）と協議しなければならない。

５　知事は、対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域並びに当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨、期間、当該対象施設の名称、所在地及び敷地又は区域並びに当該対象施設に係る対象施設周辺地域を公示しなければならない。

６　知事は、対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域並びに当該対象施設に係る対象施設周辺地域についてその指定の必要がなくなったと認めるときは、直ちにその指定を解除しなければならない。

７　知事は、前項の規定による解除をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（対象地域等の上空における小型無人機の飛行の禁止）

第四条　何人も、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める期間、対象地域及び対象施設周辺地域の上空において、小型無人機を飛行させてはならない。

一　対象地域　平成三十一年五月二十九日から同年六月三十日まで

二　対象施設周辺地域　前条第三項の規定により定められた期間

２　前項の規定は、次に掲げる小型無人機の飛行については、適用しない。

　一　大阪市住之江区南港北一丁目に所在するインテックス大阪（大阪国際見本市会場をいう。）又は関西空港を管理する者として知事が公示して指定するもの（以下「対象地域の施設管理者」という。）若しくはその同意を得た者が当該対象地域の上空において行う小型無人機の飛行

二　対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機の飛行

三　土地の所有者若しくは占有者（正当な権原を有する者に限る。）（以下「土地所有者等」という。）又はその同意を得た者が当該土地の上空において行う小型無人機の飛行

四　国又は地方公共団体の業務を行うための小型無人機の飛行

３　前項の規定により小型無人機を飛行させようとする者は、次条に定める方法により、あらかじめ、その旨を公安委員会（当該小型無人機の飛行に係る経路が海域を含むものである場合には、公安委員会及び第五管区海上保安本部長）に通報しなければならない。

（施設管理者等の通報の方法）

第五条　前条第二項第一号から第三号までに掲げる小型無人機の飛行を行おうとする者のうち対象地域の施設管理者、対象施設の管理者又は土地所有者等（以下「施設管理者等」という。）及び前条第二項第四号の規定により小型無人機の飛行を行おうとする者（以下「公務操縦者」という。）が行う同条第三項の規定による通報は、小型無人機の飛行を開始する日の三十日前（災害その他公安委員会が緊急かつやむを得ないと認める場合にあっては、公安委員会が指定する日前）までに、次に掲げる事項を公安委員会に通報して行うものとする。

　一　通報者の氏名、生年月日、住所及び連絡先

二　小型無人機の飛行を行う目的

　三　小型無人機の飛行を行う日時

　四　小型無人機の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域

五　小型無人機の飛行に係る機器の種類及び大きさ、形状、重量その他の特徴

六　操縦を行う者の氏名、生年月日、住所及び連絡先

　七　前各号に掲げるもののほか、別に公安委員会が定める事項

２　前項の規定は、施設管理者等及び公務操縦者以外の者が行う前条第三項の規定による通報について準用する。この場合において、前項中「通報は」とあるのは「通報は、施設管理者等の同意を得た上で」と読み替えるものとする。

３　第一項の規定による通報（前項において準用する場合を含む。）の際には、次に掲げる書類を提出するものとする。

　一　小型無人機の飛行場所、操縦する場所及び監視する場所を表示した図面

　二　飛行させる小型無人機の写真（全体を写したもの）及び仕様書

　三　施設管理者等及び公務操縦者以外の者が行う小型無人機の飛行の場合にあっては、当該小型無人機の飛行について同意をした施設管理者等の氏名、住所、連絡先及びその同意を行った年月日を記載した書類

　四　前三号に掲げるもののほか、公安委員会が必要と認める書類又は図面

４　第一項の規定による通報をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、公安委員会が別に定める日までにその旨を公安委員会に通報しなければならない。

（安全の確保のための措置）

第六条　警察官は、第四条第一項又は第三項の規定に違反して小型無人機の飛行が行われていると認められる場合には、当該小型無人機の飛行を行っている者に対し、当該小型無人機を対象地域又は対象施設周辺地域の上空から退去させることその他の要人の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。

２　前項に規定する場合において、同項の措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき又は同項の小型無人機の飛行を行っている者に対し当該措置を命ずるいとまがないときは、警察官は、要人の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止するためやむを得ないと認められる限度において、当該小型無人機の飛行の妨害、当該小型無人機の飛行に係る機器の破損その他の必要な措置をとることができる。

３　府は、前項の措置が行われたときは、当該措置により損失を受けた者（第四条第一項又は第三項の規定に違反して小型無人機の飛行を行った者を除く。）に対し、当該措置により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（関係機関への協力要請）

第七条　公安委員会は、第四条第三項の規定による通報が行われたときは、国及び地方公共団体の関係機関に対し協力を求めることができる。

（規則への委任）

第八条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第九条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第四条第一項の規定に違反した者

二　第六条第一項の規定による警察官の命令に違反した者

　　　附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（この条例の失効）

２　この条例は、平成三十一年六月三十日限り効力を失う。

（経過措置）

３　この条例の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第二条関係）

|  |
| --- |
| 外国要人 |
| 一 | 外国の元首（当該国の憲法に基づき元首の任務を遂行する団体の構成員を含む。）及び外国の元首の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員 |
| 二 | 外国の政府の長及び外国の政府の長の任務を遂行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員 |
| 三 | 外国の外務大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣に準ずる地位にある者 |
| 四 | 外国の外務大臣以外の外国の大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣以外の外国の大臣に準ずる地位にある者 |
| 五 | 国際連合の事務総長及び事務次長並びに我が国が加盟国となっている国際機関の事務局長並びにこれらに同行する家族の構成員 |
| 六 | 前各号に掲げる者以外の者で、知事がこれらの者と同等の接遇を行う必要があると認めて指定するもの |